コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 2 月 27 日
株式会社アイガー
代表取締役社長　木田 裕士
問合せ先：　取締役経営管理局長　武内美由紀
(03)3212-5500
ＵＲＬ　http://field.ne.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】　更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社グローバルデントリープロジェクト	500,000	46.7
木田　裕士	499,900	46.7
株式会社テラ	10,100	0.9
株式会社文化放送	10,000	0.9

（注）所有株式数および割合には、当社所有の自己株式 50,000 株があります。

支配株主名	木田　裕士

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	該当事項はありません。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market

決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社グループ取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡田　康男	弁護士											△

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田　康男	―	社外取締役就任前まで、当社顧問弁護士でございました。 社外取締役就任にあたり、顧問契約は解消しております。	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い知見を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上と監督機能の強化に繋がると判断し、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役は、取締役会に出席し報告を受けると共に、提言や意見を述べております。常勤の社外監査役は、監査役監査の実施結果や内部監査の実施結果等、日々のモニタリングの状況を社外取締役及び他

の社外監査役と情報を共有し、監督又は監査における実効性確保の為に意見交換や助言等を行える環境を整え、連携を密にしております。
また、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。
当社の内部統制部門としては、「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会などがそれぞれリスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制などの整備・運用を行っており、必要に応じて監査役会に報告を行っております。
なお、社外監査役、内部監査室、会計監査人は、随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を監視できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
牛山　幸彦	その他													
宇野　光洋	公認会計士													△
岡崎　鶴男	その他													△

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛山　幸彦	―		元警察署長としての豊富な経験と幅広い知見を、客観的且つ中立的な立場で当社の監査に反映して頂く為、社外監査役に選任しております。
宇野　光洋	―	経理部門の立ち上げや事業部別採算管理制度の導入、予算策定プロセスの整備といった内部管理体制の整備について数年間アドバイスをいただいておりました。 現在は契約を解消しております。	公認会計士として企業財務・経理に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・税務に関する高い知見を、客観的且つ中立的な立場で当社の監査に反映して頂く為、社外監査役に選任しております。
岡崎　鶴男	―	社外監査役就任前まで、当社顧問でございました。 社外監査役就任にあたり、顧問契約は解消しております。	元警察署長としての豊富な経験と幅広い知見を、客観的且つ中立的な立場で当社の監査に反映して頂く為、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】更新

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めることを目的として実施いたしました。

ストック・オプションの付与対象者	取締役、社外監査役、執行役員、従業員

該当項目に関する補足説明

ストック・オプション制度を導入しており、現在の保有状況は、以下のとおりであります。 取締役　　４名 社外監査役　　３名

執行役員	1名
従業員	26名

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議しており、各取締役の報酬額の決定は取締役社長に一任しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長に一任し、監査役については監査役会において監査役間の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会

当社グループの取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

・監査役会

当社グループは監査役会制度を採用しており、３名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

・会計監査人

当社グループは、EY 新日本監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年11月期において監査を執行した公認会計士は鈴木一宏氏、原賀恒一郎氏の２名であり、いずれも継続監査

年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士４名その他６名であります。 なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの規模や業態を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社グループの事業内容や内部情報に精通している取締役で構成される適正な規模の取締役会と、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことがふさわしいものと考えております。この体制を今後も継続することで、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を維持できると考えております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理局が対応部署となります。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を整備し、コンプライアンス並びにリスク管理の重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、内部統制システムの構築・整備とその運用が業務執行の適正性及び公正性を確保する

うえでの重要な経営課題であると位置づけております。このような考え方により、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を決定し、継続的に経営管理体制の監視・監督を実施しております。

「内部統制基本方針」の概要は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は企業行動規範、コンプライアンス体制に関わる規程等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

(b) コンプライアンス規程で定めるコンプライアンス責任者、コンプライアンス委員会の委員を中心に、各部門取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。

(c) 監査役会及び内部監査室は経営管理局と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。また、監査役会、内部監査室、会計監査人は、随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を監視できる体制を整えております。

(d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書保管管理規程に従い、保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

(b) 文書保管管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

(a) 当社のリスク管理体制に関する基本方針を定めたリスク管理規程に基づいて、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

(b) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

(b) 業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

(c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。

(d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

(b) 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役に報告するものとする。

(c) 子会社を担当する役員又は担当者を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。

(b) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

(c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

イ）会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの ロ）会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるものハ）その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの

(b) 監査役に報告を行った者が､当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

(c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士､公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 信頼性のある財務報告を作成するために､財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

(b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社反社会的勢力対策規程において、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

(b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応について、当社反社会的勢力対策規程において、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動規範の中で、コンプライアンス遵守の実践・高い倫理観をもった行動、反社会的勢力との一切の関係の排除等を定めており、その中では反社会的勢力排除に関する基本方針の定めに従い「反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的取引を行わない」ことを規定しています。
反社会的勢力排除に関する基本方針の骨子は以下となります。

「反社会的勢力排除に関する基本方針」
当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するための基本方針を策定し、役職員全員がこれを遵守することで社会的責任、法令遵守を徹底することを宣言します。

a 組織としての対応
当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を強く認識し、反社会的勢力による不当要求に対し、代表者以下組織全体として対応します。

b 外部専門機関との連携
当社は、反社会的勢力による不当な要求に備えて、平素から、警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部機関との連携を構築していきます。

c 取引を含めた一切の関係遮断
当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による（機関誌購読を含む）不当要求は断固として拒絶します。

d 不当要求における民事と刑事の法的対応
当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事・刑事の両面からあらゆる法的対抗手段を講じて対応します。

e 不適切な取引や資金提供の禁止
当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との不適切な裏取引や資金提供は

絶対に行いません。

これら企業行動規範、反社会的勢力排除に関する基本方針、反社会的勢力対策規程をベースに取引先選定の中で反社会的勢力との関係を有しているかの調査（以下、「反社チェック」という。）を規定し、経営管理局が対応総括部門となって関連部署との協議のうえ運用しております。
具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前に反社チェックを行っております。継続取引先についても、1年間を最長期間と定め取引先の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。
また、当社では、大阪事業所・名古屋事業所・福岡事業所を含め全社で、コンプライアンス研修や各種研修などの機会を利用し、定期的に上記の行動規範及び反社会的勢力排除に関する基本方針並びに社内手続の周知徹底を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

【模式図(参考資料)】

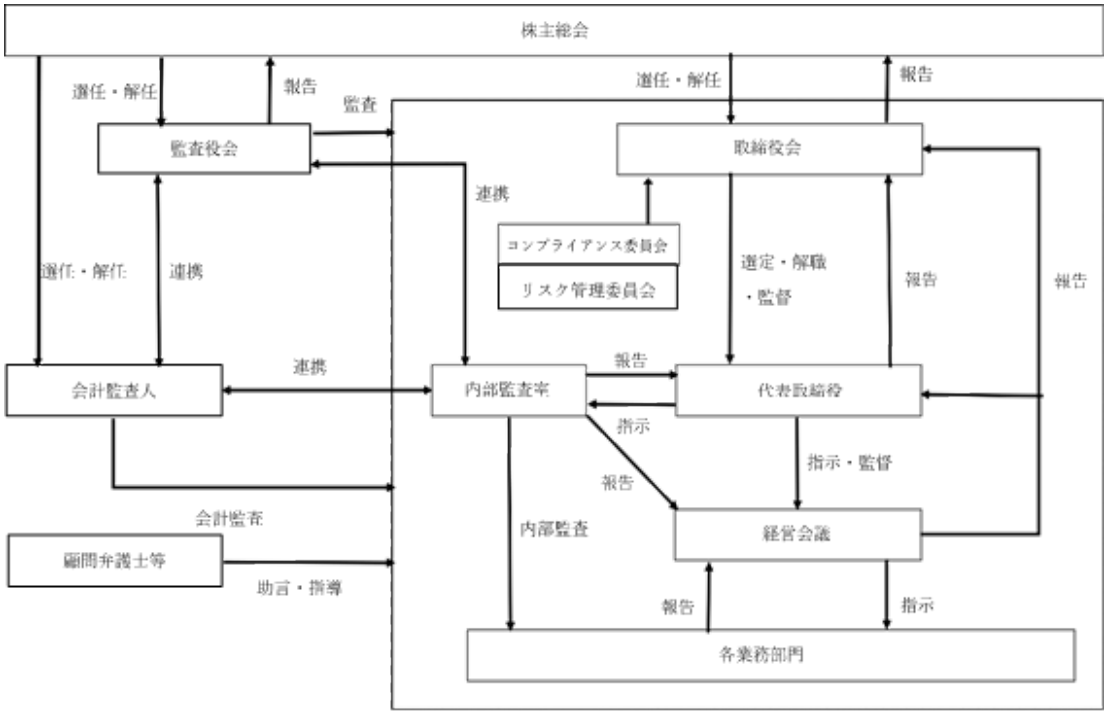

【適時開示体制の概要（模式図)】

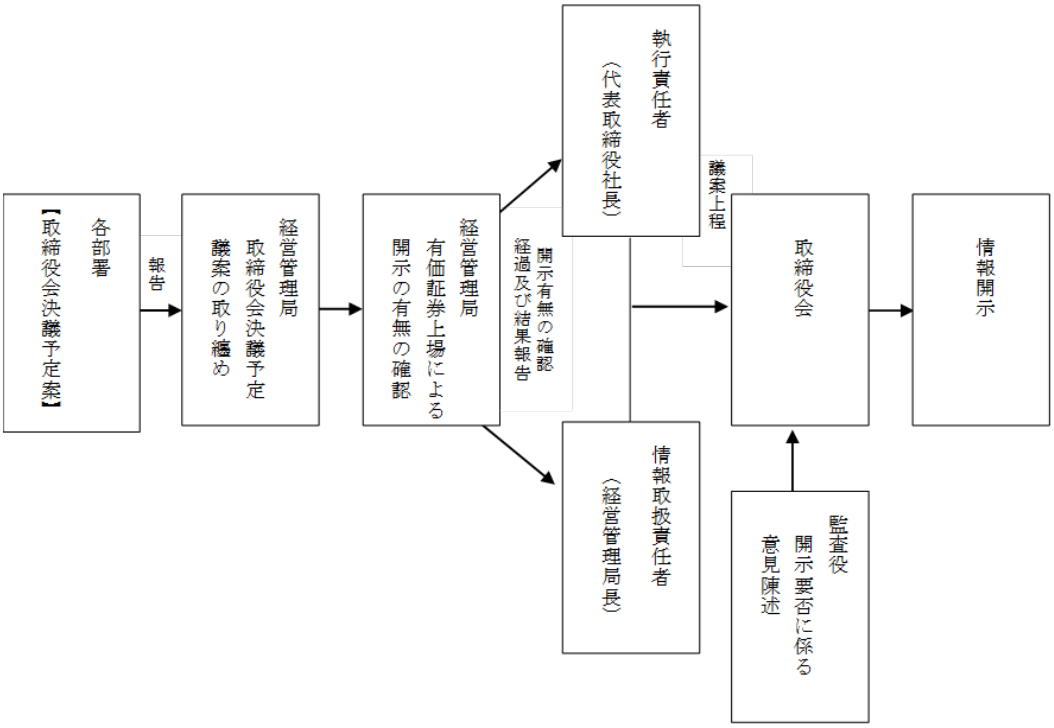

以上